

『定款施行細則の改訂』

一般社団法人日本病理学会定款施行細則

(平成25年4月1日施行) (施行日を記載)

第1章 会 員

第1条 この法人に入会しようとする者は、所定の入会申込書に必要事項を記入し、会費とともに理事長宛て提出するものとする。

2 会員の入会を理事会で承認したときは、この法人からその旨を通知する。

第2条 会員は、その主たる職場又は住居の在る都道府県により、別に定める区分によって、それぞれの支部に所属するものとする。

第3条 名誉会員は、別に定める内規により理事会の提議に基づいて総会の議を経て推戴されるものとする。

2 名誉会員に推戴されたときは、理事長よりその旨を通知する。

3 名誉会員は、学術評議員会及び総会に出席して、意見を述べることができる。ただし、議決には加わらない。

第4条 正会員、学生会員及び名誉会員は、定款に定めるもののほか次の権利を有する。~~ただし、前年度の会費を納入しないときは、この限りではない。~~ (不適切な表現であるので削除)

(1) この法人の主催する学術集会などに研究の成果を発表すること

(2) 別に定める投稿規定に従って、論文その他を「日本病理学会会誌」、「Pathology International」及び「診断病理」に投稿すること

第5条 会員は、この法人の行う各種の行事に参加することができる。

第6条 会員は、1年分の会費を納付しなければならない。

第2章 入会金及び会費

第7条 この法人の会費の額は、以下のとおりとする。

会員の種類	年 額
正 会 員	
学術評議員	16,000 円
一般会員	13,000 円
一般会員 (博士課程大学院生 大学院博士課程学生 ・初期研修医)	8,000 円
(大学院修士課程学生と表現を合わせる)	
学 生 会 員 (学部・大学院修士課程学生)	5,000 円
名 誉 会 員	無 料
賛 助 会 員	50,000 円以上
機 関 会 員	5,000 円

2 満65歳に達した学術評議員歴25年以上の~~正~~会員で、100,000円を一括納入した場合は、これを終身会費とし、以後の会費は免除される。ただし、機関誌「日本病理学会会誌」は無料で配布する。(正確な表現に修正)

~~3 大学院修士課程会員も学部学生として扱う。~~(定款第6条第2号と重複するので削除)

第8条 会費の納入は、年1回とし、毎年度6月末日までに納付しなければならない。ただし、会費に値上げ等の変動があった場合はこの限りではない。

第9条 入会金は、当分の間、納入することを要しない。

第3章 役員の選任

第10条 役員(理事、監事)は、就任時の年齢が満63歳以下の者とする。

~~2 役員(理事、監事)候補者を、選挙(郵便投票)によって選出し、役員を総会で選任する。~~(定款14条に記載されているので削除)

第11条 ~~理事候補者は、次の各号に定める方法によって選出する。~~定款第14条第4項に規定する学術評議員による選挙の実施方法は、以下の通りとする。(誤解のない正確な表現に修正)

(1) 理事長候補者は、~~選出された~~理事候補者名簿(地方区選出理事候補者と全国区選出理事候補者)~~により~~の中から、第二段選挙~~(郵便投票)~~によって選出すること
(不必要な語句を削除、投票は今後電子投票の可能性もあるので削除)

~~(2) 副理事長(2名)及び常任理事(財務委員長、学術委員長、病理専門医部会長の3名)は、理事長が理事のうちから推薦し、理事会で選任(→選定)する~~

(第12条に移す)

- (2) 地方区選出理事候補者は、各支部に所属する学術評議員による選挙によって選出すること
- (3) 全国区選出理事候補者は、学術評議員による選挙によって選出すること
- (4) その他理事候補者の選出に関し必要な事項は、別に定めること

~~第12条~~ (5) 監事候補者は、学術評議員による選挙~~(郵便投票)~~によって選出する。~~(投票は今後電子投票の可能性もあるので削除)~~

~~2 監事には、この法人の理事又はその親族その他特別の関係のある者が含まれてはならない。~~(定款第14条第7項、第8項、及び第10項と重複するので削除)

第12条 副理事長(2名)及び常任理事(財務委員長、学術委員長、病理専門医部会長の3名)の候補者は、理事長が理事の中から提案し、理事会の決議により選定する。
(第11条第2項より移行)

第4章 支 部

第13条 この法人の支部は、北海道、東北(新潟県を含む)、関東(山梨県を含む)、中部(三重県を含む)、近畿、中国四国および九州沖縄の7支部とする。

第14条 各支部に支部長を置く。

~~2 その選出は各支部に所属する学術評議員の選挙による。~~(unnecessary記載であるので削除)

2 地方区選出理事は、支部長となる。

第5章 学 術 集 会

第15条 この法人は、毎年春秋2期にそれぞれ学術集会及び秋期特別学術集会を開催する。

第16条 学術集会の会期は4月、秋期特別学術集会の会期は11月とする。ただし、何れの会期も時宜により変更することができる。開会期間は何れも2日ないしは4日の間とする。(unnecessary語句を削除)

第17条 この法人に学術集会会長（以下、「会長」という。）及び次期学術集会会長各1名を置く。

2 学術集会に、会長のほか副会長1名を置く。ただし、うち1名はこの法人の総会開催地に所属機関をもつ学術評議員でなければならない。

（1）会長は、学術集会を主催し、その運営を統括すること

（2）副会長は、会長を補佐し、又は必要があるときは会長を代理すること

（3）会長、副会長は、必要があるときは理事会に出席して、意見を述べるができること

第18条 次期会長は、理事会においてその候補者を選考し、総会において決定する。

2 会長の候補者は、就任時の年齢が満65歳以下の者とする。

第19条 秋期特別学術集会の運営は、別に定める。

第6章 刊行物

第20条 この法人の機関誌として、「日本病理学会会誌」、「Pathology International」及び「診断病理」を発行し、「日本病理学会会誌」及び「診断病理」は、和文誌とし、「Pathology International」は、欧文誌とする。

2 「日本病理学会会誌」は、原則として年間2回、「Pathology International」は、年間12回、「診断病理」は、年間4回発行する。投稿原稿の取り扱いはそのそれぞれの投稿規定による。

3 この法人は、「日本病理剖検輯報」を原則として年1回発行するものとする。

4 それぞれの編集委員の選出、任期及び役割については、別に定める。

第7章 学術評議員

第21条 学術評議員の任期は、満65歳に達した年度の3月31日迄とする。（定年制導入による記載）

2 学術評議員には、定款第18条及び第19条の条項を準用する。ただし、これらの条項中「理事及び監事」及び「役員」を「学術評議員」と読み替えるものとする。（正確な記載に修正）

第22条 学術評議員会は、理事長が招集する。

2 学術評議員会の議長は、会議の都度、出席会員の互選で定める。

3 学術評議員会の運営等については、別に定める。

附 則

1. この施行細則は、平成0年0月0日（総会で議決された日）制定し、平成25年4月1日から施行する。（制定、施行日の記載）

『新定款施行細則』

一般社団法人日本病理学会定款施行細則

(平成25年4月1日施行)

第1章 会 員

第1条 この法人に入会しようとする者は、所定の入会申込書に必要事項を記入し、会費とともに理事長宛て提出するものとする。

2 会員の入会を理事会で承認したときは、この法人からその旨を通知する。

第2条 会員は、その主たる職場又は住居の在る都道府県により、別に定める区分によって、それぞれの支部に所属するものとする。

第3条 名誉会員は、別に定める内規により理事会の提議に基づいて総会の議を経て推戴されるものとする。

2 名誉会員に推戴されたときは、理事長よりその旨を通知する。

3 名誉会員は、学術評議員会及び総会に出席して、意見を述べることができる。ただし、議決には加わらない。

第4条 正会員、学生会員及び名誉会員は、定款に定めるもののほか次の権利を有する。

(1) この法人の主催する学術集会などに研究の成果を発表すること

(2) 別に定める投稿規定に従って、論文その他を「日本病理学会会誌」、「Pathology International」及び「診断病理」に投稿すること

第5条 会員は、この法人の行う各種の行事に参加することができる。

第6条 会員は、1年分の会費を納付しなければならない。

第2章 入会金及び会費

第7条 この法人の会費の額は、以下のとおりとする。

会員の種類

年 額

正 会 員

学術評議員	16,000 円
一般会員	13,000 円
一般会員 (大学院博士課程学生・初期研修医)	8,000 円
学 生 会 員 (学部・大学院修士課程学生)	5,000 円
名 誉 会 員	無 料
賛 助 会 員	50,000 円以上
機 関 会 員	5,000 円

- 2 満 6 5 歳に達した学術評議員歴 2 5 年以上の正会員で、100,000 円を一括納入した場合は、これを終身会費とし、以後の会費は免除される。ただし、機関誌「日本病理学会会誌」は無料で配布する。

第 8 条 会費の納入は、年 1 回とし、毎年度 6 月末日までに納付しなければならない。ただし、会費に値上げ等の変動があった場合はこの限りではない。

第 9 条 入会金は、当分の間、納入することを要しない。

第 3 章 役員の選任

第 1 0 条 役員（理事、監事）は、就任時の年齢が満 6 3 歳以下の者とする。

第 1 1 条 定款第 1 4 条第 4 項に規定する学術評議員による選挙の実施方法は、以下の通りとする。

- (1) 理事長候補者は、理事候補者名簿（地方区選出理事候補者と全国区選出理事候補者）の中から、選挙によって選出すること
- (2) 地方区選出理事候補者は、各支部に所属する学術評議員による選挙によって選出すること
- (3) 全国区選出理事候補者は、学術評議員による選挙によって選出すること
- (4) その他理事候補者の選出に関し必要な事項は、別に定めること
- (5) 監事候補者は、学術評議員による選挙によって選出する。

第 1 2 条 副理事長（2 名）及び常任理事（財務委員長、学術委員長、病理専門医部会長の 3

名)の候補者は、理事長が理事の中から提案し、理事会の決議により選定する。

第4章 支 部

第13条 この法人の支部は、北海道、東北（新潟県を含む）、関東（山梨県を含む）、中部（三重県を含む）、近畿、中国四国および九州沖縄の7支部とする。

第14条 各支部に支部長を置く。

2 地方区選出理事は、支部長となる。

第5章 学 術 集 会

第15条 この法人は、毎年春秋2期にそれぞれ学術集会及び秋期特別学術集会を開催する。

第16条 学術集会の会期は4月、秋期特別学術集会の会期は11月とする。ただし、何れの会期も変更することができる。開会期間は何れも2日ないしは4日の間とする。

第17条 この法人に学術集会会長（以下、「会長」という。）及び次期学術集会会長各1名を置く。

2 学術集会に、会長のほか副会長1名を置く。ただし、うち1名はこの法人の総会開催地に所属機関をもつ学術評議員でなければならない。

（1）会長は、学術集会を主催し、その運営を統括すること

（2）副会長は、会長を補佐し、又は必要があるときは会長を代理すること

（3）会長、副会長は、必要があるときは理事会に出席して、意見を述べるができること

第18条 次期会長は、理事会においてその候補者を選考し、総会において決定する。

2 会長の候補者は、就任時の年齢が満65歳以下の者とする。

第19条 秋期特別学術集会の運営は、別に定める。

第6章 刊 行 物

第20条 この法人の機関誌として、「日本病理学会会誌」、「Pathology International」及び「診断病理」を発行し、「日本病理学会会誌」及び「診断病理」は、和文誌とし、「Pathology International」は、欧文誌とする。

2 「日本病理学会会誌」は、原則として年間2回、「Pathology International」は、年間12回、「診断病理」は、年間4回発行する。投稿原稿の取り扱いはそれぞれの投稿規定による。

3 この法人は、「日本病理剖検輯報」を原則として年1回発行するものとする。

4 それぞれの編集委員の選出、任期及び役割については、別に定める。

第7章 学術評議員

第21条 学術評議員の任期は、満65歳に達した年度の3月31日迄とする。

2 学術評議員には、定款第18条及び第19条の条項を準用する。ただし、これらの条項中「理事及び監事」及び「役員」を「学術評議員」と読み替えるものとする。

第22条 学術評議員会は、理事長が招集する。

2 学術評議員会の議長は、会議の都度、出席会員の互選で定める。

3 学術評議員会の運営等については、別に定める。

附 則

1. この施行細則は、平成0年0月0日（総会で議決された日）制定し、平成25年4月1日から施行する。